

令和 7 年 6 月 17 日
こども家庭部子育て支援課

議案第 69 号 練馬区立児童館条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和 6 年度～令和10年度)」(以下「計画」という。)に基づき、北大泉児童館および北町児童館に指定管理者制度を導入するとともに、両児童館の開館日および開館時間を拡大するため、所要の改正を行う。
- (2) 計画に基づき、栄町児童館を新たな小中一貫教育校「練馬区立小中一貫教育校 みらい青空学園」に設置する複合施設へ移転するため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる児童館に、北大泉児童館および北町児童館を加える。(第12条関係)
- (2) 開館日および開館時間を拡大する施設を別表第 2 の施設として定め、当該別表に北大泉児童館および北町児童館を加える。(第 4 条、第 5 条、別表第 2 関係)
- (3) 「栄町児童館」を「みらい青空児童館」に、「東京都練馬区栄町40番 7 号」を「東京都練馬区旭丘二丁目40番 1 号」に改めるほか、規定の整備を行う。(第 1 条、別表第 1 関係)

3 施行期日

- (1) 2(1) 公布の日
- (2) 2(2)および(3) 令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙 1 のとおり

<参考>

1 指定管理者選定手続の予定

本件議決後、公募を行い、指定管理者選定小委員会において、応募団体の企画書等提出書類、プレゼンテーションの内容、団体運営施設実地調査、税理士による団体経営診断結果等をもとに評価し、更に指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和7年第四回練馬区議会定例会に提出する。

2 募集方法・募集時期

(1) ねりま区報7月11日号で周知するほか、練馬区ホームページに募集案内および募集要項を掲載する。

(2) 応募書類受付期間

令和7年7月11日から同年8月12日まで

3 評価項目・評価基準

別紙2のとおり

練馬区立児童館条例新旧対照表

現 行	改正案
(設置) 第1条 練馬区における児童の健全な育成を図り、児童福祉の増進に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定に基づき、練馬区立児童館（以下「館」という。）を、<u>別表</u>のとおり設置する。 (休館日) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館</u>の休館日は、1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までとする。 3 [略] (開館時間) 第5条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館</u>の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、つぎに掲げる日においては、午前9時から午後5時までとする。 (1)・(2) [略] 3 [略] (指定管理者による管理) 第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、館（平和台児童館、光が丘児童館、上石神井児童館および東大泉児童館に限る。以下同じ。）の管理を行わせ	(設置) 第1条 練馬区における児童の健全な育成を図り、児童福祉の増進に資するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条の規定に基づき、練馬区立児童館（以下「館」という。）を、<u>別表第1</u>のとおり設置する。 (休館日) 第4条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>別表第2に掲げる館</u>の休館日は、1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までとする。 3 [略] (開館時間) 第5条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、<u>別表第2に掲げる館</u>の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、つぎに掲げる日においては、午前9時から午後5時までとする。 (1)・(2) [略] 3 [略] (指定管理者による管理) 第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、館（平和台児童館、<u>北大泉児童館</u>、光が丘児童館、上石神井児童館、<u>北町児童館</u>および東大泉児童館に限る。

るものとする。

付 則 [略]

別表（第 1 条関係）

名称	位置
平和台児童館	東京都練馬区平和台二丁目18番14号
<u>栄町児童館</u>	<u>東京都練馬区栄町40番7号</u>
石神井児童館	東京都練馬区石神井町七丁目28番21号
北大泉児童館	東京都練馬区大泉町四丁目15番15号
光が丘児童館	東京都練馬区光が丘一丁目3番1号
上石神井児童館	東京都練馬区上石神井一丁目5番2号
土支田児童館	東京都練馬区土支田二丁目32番8号
北町はるのひ児童館	東京都練馬区北町六丁目35番7号
中村児童館	東京都練馬区中村二丁目25番3号
南田中児童館	東京都練馬区南田中五丁目15番25号

以下同じ。) の管理を行わせるものとする。

付 則 [略]

付 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区立児童館条例第12条の規定は、令和8年4月1日以後の管理について適用し、同日前の管理については、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 条関係）

名称	位置
平和台児童館	東京都練馬区平和台二丁目18番14号
<u>みらい青空児童館</u>	<u>東京都練馬区旭丘二丁目40番1号</u>
石神井児童館	東京都練馬区石神井町七丁目28番21号
北大泉児童館	東京都練馬区大泉町四丁目15番15号
光が丘児童館	東京都練馬区光が丘一丁目3番1号
上石神井児童館	東京都練馬区上石神井一丁目5番2号
土支田児童館	東京都練馬区土支田二丁目32番8号
北町はるのひ児童館	東京都練馬区北町六丁目35番7号
中村児童館	東京都練馬区中村二丁目25番3号
南田中児童館	東京都練馬区南田中五丁目15番25号

北町児童館	東京都練馬区北町一丁目19番17号	北町児童館	東京都練馬区北町一丁目19番17号							
関町児童館	東京都練馬区関町南四丁目15番7—102号	関町児童館	東京都練馬区関町南四丁目15番7—102号							
東大泉児童館	東京都練馬区東大泉七丁目20番1号	東大泉児童館	東京都練馬区東大泉七丁目20番1号							
石神井台児童館	東京都練馬区石神井台二丁目18番13号	石神井台児童館	東京都練馬区石神井台二丁目18番13号							
西大泉児童館	東京都練馬区西大泉三丁目21番16号	西大泉児童館	東京都練馬区西大泉三丁目21番16号							
三原台児童館	東京都練馬区三原台二丁目11番29号	三原台児童館	東京都練馬区三原台二丁目11番29号							
光が丘なかよし児童館	東京都練馬区光が丘二丁目9番6号	光が丘なかよし児童館	東京都練馬区光が丘二丁目9番6号							
[新設]		別表第2（第4条、第5条関係）								
		<table><tr><td>名称</td></tr><tr><td>平和台児童館</td></tr><tr><td>北大泉児童館</td></tr><tr><td>光が丘児童館</td></tr><tr><td>上石神井児童館</td></tr><tr><td>北町児童館</td></tr><tr><td>東大泉児童館</td></tr></table>		名称	平和台児童館	北大泉児童館	光が丘児童館	上石神井児童館	北町児童館	東大泉児童館
名称										
平和台児童館										
北大泉児童館										
光が丘児童館										
上石神井児童館										
北町児童館										
東大泉児童館										

指定管理者候補選定のための評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (※) (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
	3 団体の施設運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。
提案 審査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	9 施設特性に応じた提案	(1) こどもが安全に安心して過ごすための居場所としての取組 (2) こどもと子育て家庭が抱える課題の発生予防・早期発見と対応 (3) 館長候補者等の人選の考え方
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進
合 計		

※社会福祉法人・公益財団法人および公益社団法人を指定管理候補として評価する場合は、「(1)利益を上げる力の有無」については、「(1)補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無」に読み換える。